

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

狐穴沢、くるみ沢2、くるみ沢、から沢、から沢2、男女倉沢、本沢、本沢2、ツチャ沢、唐沢、山吹沢、上和田沢、赤倉沢、板取沢、北沢川、下鍛冶足沢、大多沢、ヤケガレ沢、スゲノ沢、ホドノ入川、足窪沢、日向1、日向2、日向3、大水沢、中水沢、上の山沢川、下の山沢川1、下の山沢川2、下和田下西山、北沢及び青原沢

2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

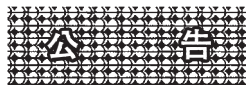
砂防課

長野県告示第138号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長野ショッピングセンター

長野市青木島4-4-5ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社KRE

長野市大字鶴賀南千歳町1005

1 土砂災害特別警戒区域の名称

くるみ沢2、くるみ沢、から沢、から沢2、男女倉沢、本沢、本沢2、ツチャ沢、唐沢、山吹沢、上和田沢、赤倉沢、板取沢、下鍛冶足沢、大多沢、ヤケガレ沢、スゲノ沢、ホドノ入川、足窪沢、日向1、日向2、日向3、大水沢、中水沢、上の山沢川、下の山沢川1、下の山沢川2、下和田下西山、北沢及び青原沢

2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第139号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成26年2月27日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
小平 隆司	茅野市玉川3768-1	茅野市玉川3768-1 セブンイレブン茅野玉川店

会計課

3 変更する事項

小売業を行う者の名称等
(変更前)

名 称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社ベイシア	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900
長野日産自動車株式会社	富田 信	長野市川合新田3616-1
株式会社鈴丹	東 光晴	愛知県名古屋市昭和区広路通2-5
株式会社ロン・都	宮内 隆太	長野市川中島御厨997
有限会社戸崎	渡辺 寛治	千曲市屋代1901-5
堀 和弘	—	長野市篠ノ井布施高田913-1
株式会社サカキヤ本舗	宮澤 孝夫	長野市権堂町2258
有限会社ひらばやし	平林 昇	上田市中央1-2-18
株式会社伊勢屋薬局	飯島 建雄	千曲市稲荷山1836

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
長野日産自動車株式会社	曾根 吉徳	長野市川合新田3616-1
株式会社セリア	河合 宏光	岐阜県大垣市外濑2-38
菓樹工房 萌	寺尾 広之	上田市中央北2-8-10

4 変更した年月日

平成26年2月19日

5 届出年月日

平成26年2月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年3月10日から平成26年7月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

安曇野赤十字病院労働組合から、安全な医療・看護を実現するための人員を配置すること等の要求に関して、平成26年3月13日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成26年3月10日

長野県知事 阿 部 守 一

労働雇用課

公告

小諸市における県営畑地帯総合土地改良事業小諸御牧原地区の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成26年2月26日行いました。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、佐久市近津土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部 守一

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月10日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉男

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電子複合機 1台(附属機器及び用紙以外の消耗品を含みません。)
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所
佐久市臼田2015
長野県佐久建設事務所
- (5) 入札方法
機器の賃借料を含むカラー、白黒それぞれの複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年3月24日(月) 午後2時
イ 場所 長野県佐久建設事務所 第3会議室
- (3) 郵便による入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年3月17日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、入札金額の全ての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計金額が最低の価格である申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県佐久建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課